

様々な「壁」をどう乗り越えるか

収入が106万円、あるいは130万円という水準を超えると、パート主婦の社会保険料負担が生じるので就業調整につながり、パート依存度の高い外食やスーパーなどのサービス業で人手不足を招く、と社会問題になっていきます。従業員が101人以上の場合には106万円が、100人以下の場合には130万円がそのラインに該当し、就労の「壁」と呼ばれています。

これに対し、岸田総理は対応策の検討を行うと明言し、政府部内で「収入が増えるパート主婦の手取りが社会保険適用前の金額に回復するまでの間、手取り減少分の一部を補填できるように企業が助成金を出す」という案が検討されています。

この案に対しては、さまざまな問題があります。まず、本人に補填するのではなく企業に助成金をだすという手法です。これでは企業から本人の収入増につながるようにお金が渡るのか、疑念が生じかねません。

より本質的な問題もあります。パート主婦（専業主婦も）は、「第3号被保険者」として、本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されるという受益の状態にあり、さらに、一定収入のある主婦の保険料まで国費で肩代わりすることは、個人事業者や非正規雇用者などの「第1号被保険者」と比べて不公平が拡大するということです。

社会保険料の「壁」の問題に政府は、厚生年金に加入できる企業規模要件の見直しで対応してきました。24年10月からは、51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象になります。近い将来、企業規模要件が撤廃されれば、短時間労働者が全員106万円で厚生年金加入になるので130万円の壁は消えます。このような規模要件の拡大は正しい方向といえます。実は「壁」は、住民税非課税世帯という区分にもあります。単身の給与所得者は年収が100万円以下、夫婦の場合135万円以下、配偶者が専業主婦で子ども1人の

3人世帯では205万円以下が該当しますが、この世帯には、物価対策として今回、世帯に一律3万円、子育て世帯には別途子ども1人当たり5万円が給付されます。住民税を少しでも負担していると給付はありません。また住民税非課税世帯には、返済不要の給付型奨学金や大学・専門学校への授業料・入学金の減免などもあります。これでは住民税の課税最低限のところでも大きな就労調整が行われる可能性があります。

このような「壁」を作らないためには、手取りの逆転現象が生じないよう税と社会保障を再設計して対応する必要があります。

欧米でも、専業主婦などが新たに労働市場に参入し収入を得ると税や社会保険料が発生し、手取りが少なくなる現象を、ポバティートラップ（貧困の罠）ととらえて対応してきました。オランダでは、勤労によって生じる社会保険料を低所得の間は軽減する制度を、英国では、税や社会保険料を差し引いたネットの所得に給付を与え

る制度を作って、この問題に対処しています。これらの制度は、「給付付き税額控除」と呼ばれ、番号できめ細かく個人や世帯の所得を把握して、税と社会保険料を一体的にとらえた上で設計されているのです。

わが国でも、普及してきたマイナンバー制度を活用して所得と給付とを連動させ、きめ細かい給付が行われるような仕組みの導入を検討する必要があると思います。デジタル庁は、2025年にガバメントクラウドの国・地方の共通基盤を完成させる予定で、所得区分により対象者を抽出し、給付と組み合わせるインフラが構築されます。所管官庁においてはインフラづくりと並行して、給付のための制度導入を検討してもらいたいものです。

マイナンバー制度創設の理念は、「より公平・公正な社会の実現、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現」であること、を、改めて思い起こす必要があるでしょう。